

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月29日(金) 午前9時30分から11時55分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (16人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	10番	笹原 綾乃	君
	11番	永綱 忠美	君
	13番	岩川 孝行	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (4人)

欠席者	5番	白川 満秀	君
	9番	日高 清明	君
	12番	牧 優作郎	君
	14番	亀割 義一	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第6号 農地法第3条許可の取り消しについて
議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号 農地利用集積計画について
議案第27号 非農地証明願について
議案第28号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 邦義
係長	川東 卓磨
主事補	日高 啓太
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。

本日は日高清明さん、亀割義一さんが区連会の研修視察ということで欠席の届けがきております。それから白川満秀さんと牧優作郎さんにつきましては私用ということで欠席になります。

ただ今より平成 26 年度第 5 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 2 番委員の牧潤三委員にお願い致します。

憲章朗唱（2 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

新しい 3 年間の任期が始まりまして、初めての定例総会を迎えました。座席等も変更になりまして新たな気持ちで、総会に臨んでいるのではないかと察しております。

2 日間の内に県の大会、熊毛の研修、本町の研修と小さな不手際もいろいろあったんでしょうけども、皆さんのご協力によりまして順調に終了することができ、ほっとしているところです。

また、来年の熊毛の研修につきましては会場が屋久島町に予定されておりますので、皆さんの方からご提案等ございましたら早めに事務局にお聞かせいただけたらありがたいと思っております。

大会においては、農業委員会の制度改革の話が持ちきりでございましたが、方向性は示されておりますが、まだまだ細かい内容についてはこれからというところでございまして、各県の状況、希望を国が集約している最中ということでございます。その中で例えば我々の 3 年間の任期がどうなるかということも、議題に挙がっているようでございます。当然、3 年間の任期は保障される方向で検討されているという報告が全国会議所の局長の方から情報が洩れてきたんですが、しばらくの間は新しい制度の中で旧制度で選ばれた農業委員会が全国には存在するという問題点が見え隠れしているんだそうです。あるいは委員数を現状の半分程度にするというふうにメディアでは言われていますが、さらにその半数程度は認定農家にするとか、女性の枠を設けるとか、そういう話も出ているんですが、果たして認定農家は積極的に自らの経営拡大をしていかなければいけない中で、農業委員を引き受けてもらえるのか。という問題点や委員を半数程度にする代償にと言いますか、その下に農地利用最適化推進委員というものを置くと。今の国の言い方だと 100ha に 1 人程度と言われているようなんですが、その推進委員と農業委員の役割分担というものが明確に示されていないというようなこと等々、議論になっているようです。

今後とも皆さんも新聞等で情報の把握をしておいていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

それでは本日の会議録署名委員を 3 番委員、4 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 6 号。農地法第 3 条許可の取り消しについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 6 号。農地法第 3 条の許可の取り消しについて報告します。

整理番号 4 番。申請人：譲受人 [] さん、譲渡人 [] さん。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：休耕地。農地区分：第 2 種農地。事由『 [] 氏と

事務局長

■■■■氏の話し合いにより、■■■■氏が譲受人となることが決定したため。』ということです。

この案件につきましては6月24日に開催されました第3回定例総会におきまして許可決定をしております。この時2件の申請が同時に出されました。1件はこの■■■■さん、1件は■■■■さん。譲渡人とは親戚関係ということで、いずれも贈与による所有権移転ということでありました。■■■■さんにつきましては新規参入ということでもあります。■■■■さんについては、80歳と高齢ではありましたが規模拡大を図りたいということで、それぞれ総会において許可決定されたところでもあります。申請事由につきましては、お互いで話し合いをしたということですが、本来なら6月の総会前に話し合いを済ませた上で申請を上げるべきものだというふうに理解しております。しかしながら2人で話をした結果、取り消しをということでもあります。

会長

事務局からの報告のとおり、お2人の間で深刻な問題があったと推測されますので、地元委員さんで情報を持っておればお願いいたします。

〇番（農業委員）

申請後に、名義を間違っていたということで取り消してもらいたいということでした。

会長

皆さんの方から解りにくい点などございませんか。
登記をする段階で、場所の確認をした中でおかしいと気づいたんではないかと推測しているところです。
報告案件でございますので、よろしゅうございますか。
（「はい。」の声あり）

続きまして議案第25号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第25号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号17番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■
㎡。利用状況：休耕地。営農計画及び耕作期間：菊が7月から12月、ドラセナが3月から10月、たんかんが1月から12月です。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして所有面積：■■■■㎡、申請人の経験年数：10年、農機具等の保有状況：トラクター・1、管理機・1です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては「支障等は特にないと思います。」ということです。地域との役割分担の状況につきまして「集落の共同作業等、全面的に協力いたします。」ということです。

この案件につきましては先ほどの報告と関連がございまして、前回は新規参入で許可を受け、作業をしております。取り消しをした土地をそのまま3条申請で、花卉類を栽培し規模拡大を図りたいということのようでございます。

通常であれば、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えられるんですが、この案件につきましては6月の総会で新規参入で就農しております。その折1筆■■■■㎡という土地がございました。こちらについては皆さんもご記憶にあるかと思いますが、ほとんどが山林状態ということでございました。新規参入して新たに農業に取り組みたいということで許可申請をされております。約2か月経っております。こちらの進捗状況、耕作状況について地元委員からご説明いただいて、審議をしていただければと思います。

○番（農業委員）	新規就農ということで、遊休農地の解消に少しでも繋がればと期待をしているところです。この申請については問題ないかと思っております。
○番（農業委員）	非耕作地はないということですが、■反あって年間の売り上げが■万しかない。■反全部が畑として利用されていますか。
○番（農業委員）	実際は荒地なんですけども、遊休地の解消が私の目標ですので指導をしながら取り組んでもらいたいと思っております。
○番（農業委員）	いろいろあるかと思いますが贈与ということを考えれば、譲渡人も■■におられるようですし、譲受人はまだお若いですし、今回申請を認めて、頑張ってもらおうということではいかがでしょうか。
○番（農業委員）	■君のことを少し知っていますが、かなり前からサトイモを作ったりと勤めながら農業はやっております。6月に贈与で取得していますが、地元委員のおっしゃるとおり、これから頑張ってくれるという思いが私にもあります。
○番（農業委員）	勤めておりながらトラクターや管理機を買って前向きに農業をやっていることは良いことであって、他にも■反ありますけども山林化されているところはやむを得ないと思います。今から伐採して畑にするのもやる気があればできると思うし。地元委員の指導次第だと思います。
会長	<p>皆様のご意見を集約いたしますと、今後の担当委員の助言指導に期待をして許可する方向でどうだろうかというご意見ですが。そういう方向でよろしゅうございますか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 17 番について許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 17 番は許可することに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして整理番号 18 番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>整理番号 18 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人 ■■さん、貸人 ■■さん（ ■■歳）。土地の所在： ■■、他 3 筆。地目：畑。4 筆の合計面積が ■■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜類と果樹の混植が 1 月から 12 月。事由：新規参入。権利の設定を受ける者の状況といたしまして所有面積は 0、申請人の経験年数：18 年、農機具等の保有状況：耕運機・1、ビニールハウス・1、採卵鶏・200 羽。今後の導入予定といたしまして、耕運機・2、ビニールハウス・1、トラクター・1、灌水装置・一式、採卵鶏・200 羽。</p> <p>非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては「支障等は特にないと思います。」ということです。地域との役割分担の状況につきまして「集落の共同作業等、全面的に協力いたします。」ということです。</p> <p>この案件につきましても、7月の定例総会で3条許可の取り消しを報告させていただいたんですが、内容につきましては貸人の土地が登記手続き中ということで許可をしたんですが、実際は登記の事実がなかったということで下限面積の許可要件を満たさないということになりましたので許可の取り消しに至っております。</p> <p>今回、貸人の登記事務処理が完了したことから改めて申請をするものでございます。</p>

事務局長

貸借による一般法人が農業に参入する場合の解除条件付き農地賃貸借権の設定については、その旨の条件が記されております。

したがいまして農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

6月に申請をして認めていただいたんですが、4筆の内 [] の [] m²の土地について登記手続き中という説明であったんですが、実際は全然話が進んでいなかったということで許可取り消しになっておりましたが、今回、登記が完了したということで再度申請があがっております。中身について、新しい委員さんもいらっしゃるので説明をいたしますと、[] 『[]』の [] です。彼は以前から人にガゼツやトウモロコシを作ってもらっておりまして、自分で乾燥機や粉末にする機械なんかも持っております。自然食品ということで自分で商売をしておるんですが、法人化して本格的にやりたいという申請です。

[] をしながら採卵鶏を育てたり、3棟のハウスで約1反5畝弱の中で相当な野菜を栽培しております。[] で利用したり、店の前で販売したりしております。

仕事は大変熱心なんですが、体調を崩しまして人の半分程度しか仕事ができないということで事務員が1名、従業員が1名、それと息子さんがおりますので労働力には問題ないと思います。機械につきましてもさらに購入予定でありますので問題ないと考えます。

営農計画で年間 [] 万の収入とありますが、それくらいあると思います。5年後には [] 万の計画を立てておりまして大きいかなと思いますけども、あの機械を見ればあながちウソでもないかなという気がいたします。 以上です。

会長

整理番号 18 番について、皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

○番（農 業 委 員）

[] さんが法人を作ってやっていくということですので、何ら問題ないのではないかと思います。

会長

少し細かいことを言いますと、利用権設定・賃貸借権設定になっておりますので、一般法人です。所有権になりますと農業生産法人の要件を満たしているかどうかということが非常に重要なポイントになってきます。

他に皆さん方からご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 18 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 18 番は許可することに決定いたします。

整理番号 19 番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 19 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）、親子であります。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ガジュツが1月から12月。事由：所有権移転。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積： [] m²、経験年数：申請人が3年、父が20年、母が20年。農機具等の保有状況といたしまして刈払機・1、管理機・1です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては「支障等

事務局長

は特になくと思います。」ということです。地域との役割分担の状況につきまして「集落の共同作業等、全面的に協力いたします。」ということです。

この案件につきましては、家族経営している農地の一部を所有権移転するというものでありまして農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 19 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

非常にまじめに農業に取り組んでおりまして、息子に贈与したいということです。 ■■■■■ の真後ろです。何の問題もないと思います。

会長

整理番号 19 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 19 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 19 番は許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号 20 番から 22 番までは借人が同一でありますので一括審議をしたいと思っております。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 20 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）、貸人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）。土地の所在： ■■■■■、他1筆。地目：田。2筆の合計面積が ■■■■ m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：キャベツが1月から12月、ズッキーニが1月から5月、その他の野菜が9月から11月、1月から7月、9月から12月ということです。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積：0、申請人の経験年数：1年、農機具等の保有状況：草払機・1。草払機はリースとなっております。今後、管理機・1を導入予定だということです。

非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては「支障等は特になくと思います。」ということです。地域との役割分担の状況につきまして「集落の共同作業等、全面的に協力いたします。」ということです。

整理番号 21 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）、貸人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）。土地の所在： ■■■■■、■■■■■。田と畑です。2筆の合計面積が ■■■■ m²です。農用地区域内です。利用状況：畑。以下は整理番号 20 番と同じですので省略いたします。

整理番号 22 番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）、貸人 ■■■■■ さん（ ■■■ 歳）。土地の所在： ■■■■■、■■■■■。地目：田。2筆の合計面積が ■■■■ m²。利用状況：畑。以下は整理番号 20 番と同じですので省略いたします。

この案件につきましては、新規就農であります。営農計画をお目通しいただいて、キャベツとズッキーニを中心に野菜の栽培で年間 ■■■ 万円の売り上げ目標ということで、意欲的な方のような感じです。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号20番から22番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は■■■■の方で独身でありますけども、男勝りの仕事をされております。機械や農機具を購入したいんですけども資金がないということで手作業で行っております。草刈機を借りたり耕運機で耕してもらったりという状況で、まずは管理機を1台買いたいということでした。新規就農給付金の手続きをして、補助金がありたら草刈機なんかをそろえたいということで、非常に前向きな方です。

19 ページに図面がございますけども、非常に荒れていた土地なんですけど、この方に農業を進めた方が開いてくれて畑にしたといういきさつがあるようです。

非常に前向きで問題はありますが、収入面で若干不安が残りますけどもよろしく申し上げます。

会長

整理番号20番から22番について、皆さん方からご質問等いかがでしょうか。

○番（農業委員）

担当委員から新規就農の手続きということがありましたけども、対象になっているのでしょうか。

事務局

今度の集落の話し合いの中で位置づけしてもらおうというふうに、農林水産課の担当から聞いております。結果はまだわかっていません。位置づけする段取りだと。

○番（農業委員）

昨年は2人が取り消しになった中で新規就農者については、今後気を付けていくということで、26年度は1名か2名あがっていると聞いているんですが、この方が対象になっているのかと思って聞いてみたんですが。

会長

その2名の中に、申請者は入っているようです。

○番（農業委員）

3反部以上あって、年間■■■■万程度の売り上げで150万の補助が出ますよ。と、話を持って行ってる気がします。本当にこの方が屋久島に残って農業の後継者として地域を盛り上げていくのかなあと考えた時に、屋久島に住んでる方にもっともっと地域おこしのために資金を使わせてほしいと思うんですけども。

この方がどうのってことじゃなくて、そういう心配もしております。

事務局

補足なんですけども、今回3件の申請を上げておりますけど、相続未登記で相続権者の同意が間に合わなかったところもありまして、恐らく来月あがってくるんじゃないかと思えます。

それから、■■■■の方で焼耐用の甘藷の栽培元を探しているということで、遊休農地を探しているようです。屋久島事務所にも相談があつて■■■■の基盤整備地区で遊休農地があれば紹介してほしいという話だったそうです。随時申請が上がってくるんじゃないかと思えます。

○番（農業委員）

今回の申請については、人・農地プランのことは考えずにこの申請によって判断すべきだろうということを考えた時には、認めて良いだろうと思えます。そして■■■■委員は初めてですが指導をしていただきながら進めていけば良いと思えます。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号20番から22番について許可することにご異議ございませんか。

会長

(「はい。」の声あり)

整理番号 20 番・21 番・22 番は許可することに決定いたします。

続きまして 20 ページになります。

議案第 26 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 26 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 11 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人 ■■■■■ さん (■■ 歳)、貸人 ■■■■■ さん、(相続人) ■■■■■ さん (■■ 歳)、■■■■■ さん (■■■■ 歳)。土地の所在：■■■■■、他 2 筆。畑。3 筆の合計面積が ■■■■ m²。1 筆が農用地区域です。内容：ポンカン・タンカン。契約期間：平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日から平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日までの ■■ 年間。借料：無償。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況としたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン、経営面積：所有面積が ■■■■ m²、従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、管理機・1、動噴・1、チップパー・1です。

この案件につきましては借人は担手農家であります。果樹栽培を中心に熱心に農業に取り組んでおられます。問題はないと考えております。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○ 番 (農 業 委 員)

借り人は会社勤務の傍らポンカン・タンカンの管理をしているんですけども、貸人は祖父にあたります。申請地は 22 ページにありますように ■■■■■ の山手に 2 か所あります。現地確認しましたところ耕作放棄地っぽくなっておりまして、本人に確認いたしましたら伐採をして苗を植えかえる計画を持っているようでした。以上です。

会長

整理番号 11 番について、皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 11 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は計画を認めることに決定いたします。

整理番号 12 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 12 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長 ■■■■■ さん、譲渡人 ■■■■■ さん (■■ 歳)。土地の所在：■■■■■、他 ■■ 筆。現況地目：畑。■■ 筆の合計面積が ■■■■ m²。■■ 筆が農用地区域内です。移転時期：平成 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日。■■ 筆の対価が ■■■■ 円です。

この土地につきましては農業経営基盤強化促進法に基づいて処理をしていくんですが、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農用地の利用集積、そして経営と総合的に演出するというところでございます。この ■■ 筆については ■■ の認定農業者の方が農地の利用集積を行う中で、表記農地の取得をしたいが資金調達が非常に難しいところがありまして、いったん県の地域振興公社に所有権を移転して、その後、この認定農業者が合理化事業を利用しまして 3 年間の貸付をもらったのち

事務局長

に、最終的にはこの認定農業者に売り渡しをするという内容であります。

したがいまして農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会長

整理番号 12 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は 6 年ほど前から [] を患っておりまして、3 月に定年退職されるということですが、自分ではできない。人を使うと人件費で利益が出ないということから、手放すことを決めたということです。園が荒れる前に中間管理機構を使った方が良くないかということで、今回の申請になっております。

場所は [] の裏にまとまってあります。管理が行き届いております。以上です。

会長

整理番号 12 番について、皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。

○番（農業委員）

これまでも公社の案件が屋久島でも数件あって、その後も良い形で進んできているのではないかと考えております。今回もこのような形で申請があがって、3 年後の売却までいくとすれば、ぜひ認めて荒れる前に公社に買い取ってもらって。私は大賛成です。

○番（農業委員）

質問ですけど、引き継ぐ相手がいなくても公社は買い取るんですか。

会長

基本的に内定がないと買いません。過去に引き取り手がいなくて不良債権を出して、その処理に相当な年数と費用を要したという歴史がございまして、最近では内定がないと買い上げはしていません。

この事業は新規参入者とか、すぐすぐに資金繰りが。という方は経営計画さえしっかりしていれば 3 年後の買い取りまで保留ということが可能でございます。3 年間は利用権設定を結びますので借地料を払います。そのような案件が身近でありましたらご相談ください。

整理番号 12 番について、他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 12 番について計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第 27 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 27 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求める。

整理番号 9 番。申請人 [] さん（ [] 歳）、（代理人）鞆研三司法書士事務所。土地の所在： []、畑、 [] m²。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『申請地は [] 氏が耕作していたが、昭和 50 年より耕作が放棄され、現在は雑木及び竹が生育している。』ということです。

申請地は [] から南東約 2 km に位置し、雑木及び竹が生育しており農地として利用するには困難な状況だと思えます。さらにサル・シカも多い地域であり斜面にもなっているため、農業をするのに効率の悪い土地でもあります。農地として再利用するには多大な労力と費用を要し、それらの労力・資金を用意するのは難しいと思われます。以上の理由から申請地は非農地としてやむを得ないと思えます。以上です。

会長

整理番号9番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

27 ページの現地写真を見ていただければわかるように、現状はこのような状態です。28 ページに航空写真がありますけども、■さんが耕作していたのもごく一部でありまして、すぐ近くに茶畑がありますけども脇の新芽をシカが全部食べてしまうと、苦勞しているみたいです。そのようなことで、事務局からもありましたようにやむを得ないと思います。以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見・ご質問ないようでございます。整理番号9番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号9番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして別冊になります。議案第28号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第28号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について「耕作放棄地全体調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき把握された耕作放棄地について、平成26年3月19日付け屋農第1294号により屋久島町長から農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）により大字船行地区（永久保・船行）の現地調査を実施したので同通知第2の2に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求めます。

1 ページ開いていただいて、耕作放棄地の農地・非農地に係る現地調査等詳細ということでございます。調査集落：船行・永久保。現地調査年月日：平成26年6月12日。調査者：永野眞佐子委員、事務局から川東と農地相談員の西田で調査をしております。調査をした筆数が141筆、面積が208,300.1㎡、1筆の平均面積が1,477㎡です。非農地と判断された筆数が63筆、95631.1㎡。非農地と判断しなかった筆数が78筆、112,669㎡。判断しなかった内訳はお目通ししたいと思いません。調査表、地図等掲載しておりますが皆さんお目通しかと思しますのでよろしくお願いたします。

会長

調査をしたのが6月ですので担当委員さんが交代しておりますので、調査をした事務局、もしくは相談員の方から報告があればお願いします。

事務局

今回の調査について特に目立つところもないんですが、永野さんが担当でした永久保・船行、松峯・安房まであるんですが、松峯・安房につきましては平田さんに立ち合いをしていただきたいと思います。順番的に言えば安房から栗生までなんですけど、個別的な相談で小島の方がどうしても急いでほしいという相談がありまして、変則になりますけども小島を先行して調査したいと思いません。以上です。

会長

今回の調査で皆さんお気づきかと思いますが、対象地が20町歩あったんですがその中で7町歩は農地でした。耕作可が3町歩ありました。という結果になっております。実際に非農地判断されたのが9町歩ということです。やっぱり現地確認調査というのは大事だなと感じたところです。

他に皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農 業 委 員） 耕作状況にススキ野とありますが、年間刈取りなんかをしているんですか。

会長 場所によってどうでしょう。ススキが多いということですけども。

相談員 刈り取っているところもだいぶ分かります。実際は良い畑なんですけども。非常に判断に苦しむところもありました。カヤとかススキとか。山林ではないなという状態ですね。

○番（農 業 委 員） 昔から船行地区というのは採草地として農地を守っている土地だと思っているんですけども、前担当委員の永野さん、事務局が見てこのような結果として出されているわけですので私は異議はありません。

会長 他の皆さん、ご意見いかがですか。
（「ありません。」の声あり）
それではただ今の非農地判断調査については、原案通り非農地として認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
原案通り決定いたします。

事務局 【行事予定説明】

会長（鎌田 秀久君） 以上をもちまして、第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時55分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

3番

4番

平成26年8月29日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久